

1 グループホームみずばしょう苑の概要

(1) 事業所の概要

施設名	グループホーム みずばしょう苑
所在地	青森市原別五丁目7番2号
電話番号	017-736-7250
FAX番号	017-736-7280
介護保険事業所番号	0290100015
定員	西棟:9人、東棟:9人 合計18人。全室個室。

(2) 職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	兼務の別	合計	業務内容
管理者	介護福祉士	2名		あり	2名	介護従業者及び業務の管理。
計画作成担当者	介護支援専門員	2名		あり	2名	認知症対応型共同生活介護もしくは介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成
介護従業者	介護福祉士	10名		あり	10名	(うち2名は管理者と計画作成担当者を兼務) 入浴・排泄・食事等生活全般に係る援助
	その他	4名			4名	
	合計	14名			14名	
職員の勤務形態	① 早番	7:00	～	16:00 (1名)		非常勤 : 9:00～17:00
	② 日勤	8:30	～	17:30 (1名)		非常勤 : 8:30～17:30
	③ 遅番	10:00	～	19:00 (1名)		
	④ 夜勤	17:00	～	9:00 (1名)		

(3) 施設の概要

定員	18人(全室1人部屋)	居室面積	9.94㎡
居間兼食堂	52.99㎡	浴室	ユニット式 3.84㎡

(4) サービス提供のために

事項	備考
認知症高齢者の介護経験者	14名(2ユニット) ※1年以上の実務経験を有するものをいう。
従業員への研修の実施	年2回以上研修を実施します ※内部研修・外部研修を含む。

(5) サービスの利用に当たっての留意事項

面会	午後7時以降はお休みになられる方も多いため、急用時以外はご遠慮願います。
外出・外泊・入院等	外出・外泊の際には、行き先と予定帰宅時間を、お申し出下さい。また、外泊・入院などにより、終日当該事業所にいない日に限っては、介護保険料・水道光熱費を頂戴しません。食材料費に関しては、14日前までに申し出があれば、欠食された分は頂戴しません。(外出・外泊等の予定は、予め14日前までにお知らせ下さい。但し、急な入院・死亡時に関しても同様とします。)
飲酒・喫煙	所定の場所でお願います。飲酒は愉快地に適量をお楽しみ下さい。
金銭・貴重品の管理	お小遣い程度の金額を、社長・施設長・管理者が代行で管理致します。
所持品の持ち込み	居室に収まる範囲内で、使い慣れた日常の物は持ち込み可能です。
設備・器具の利用	刃物類は介護従事者が立ち会いのもと、利用可能です。

2 サービスの内容

サービス	内容
食事	朝食 7:00～ 昼食 12:00～ 夕食 17:00～
入浴	1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭(身体を拭く)、洗髪等を行います。
生活相談	日常生活に関することなどについて管理者・介護従業者にご相談できます。
介護	入居日よりサービス計画書を作成し介護を行います。
健康管理	利用者の毎日の記録(体温・血圧や睡眠、介護等)や、家族・経歴等バックグラウンドについても情報を共有し、健康管理に努めます。
レクリエーション	カラオケ、風船バレー、習字 等(強制はしません。)

3 当施設の特徴等

[1] 運営の方針

- ① 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることが出来るよう、利用者の心身の状態を踏まえ、妥当適切に行います。
- ② 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境のもとで日常生活を送ることが出来るよう配慮します。
- ③ 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然且つ画一的なものにならないよう配慮します。
- ④ 共同生活住居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症共同生活の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行います。
- ⑤ 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- ⑥ 年に1回以上、自己評価及び外部評価を実施し、指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の改善を図ります。
- ⑦ 2か月に1回以上、運営推進会議を開催し、活動状況を報告し、運営推進委員から要望や助言を聴く機会を設けます。

[2] 運営基本理念

- ① 「ひとり、ひとり」を大切にします。
- ② 「家庭的な」生活環境を提供します。
- ③ 「家族」との信頼関係に努めます。
- ④ 「医療関係」との連携を徹底します。
- ⑤ 「地域」との交流をはかります。

「まみしぐ・さがしぐ・あずましぐ」を、モットーとします。

4 利用料金

[1] 利用料 【介護保険の負担割合証に基づき、①から⑤までの利用者負担が2割或いは3割になる場合もあります。】

① 認知症対応型共同生活介護(Ⅱ)・介護予防認知症対応型共同生活介護(Ⅱ)利用料

	1日当たりの 利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援 2	7,490円	749円	1,498円	2,247円
要介護 1	7,530円	753円	1,506円	2,259円
要介護 2	7,880円	788円	1,576円	2,364円
要介護 3	8,120円	812円	1,624円	2,436円
要介護 4	8,280円	828円	1,656円	2,484円
要介護 5	8,450円	845円	1,690円	2,535円

- ② 初期加算 1日につき 30単位
※ 入居日から起算して30日以内の期間について、入院・外泊期間を除き加算します。
- ③ 医療連携体制加算 I (ハ) 1日につき 37単位
※ 当該事業所において、「看取りに関する指針(重度化した場合における対応に係る指針)」を整備し、看護師を配置した場合、若しくは、契約による訪問看護ステーション等の看護師により利用者の日常的な健康管理や医療機関(主治医)との連絡調整が、24時間オンコールで行える体制が整った場合に加算します。(要介護1から要介護5の方を対象とし、要支援2は対象外です。)
- ④ 退居時相談援助加算 1回 400単位
※ 在宅における生活に関する相談援助を行った場合に加算します。
(1人につき1回を限度とし、入院、他施設への入所、死亡は対象外)
- ⑤ 看取り介護加算 1日につき 72単位(死亡日以前31日～45日以下)
144単位(死亡日以前4日～30日以下)
680単位(死亡日以前2日又は3日)
1280単位(死亡日)
※ 医師(主治医)が、医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断し、利用者又はその家族等の同意を得て、当該事業所が整備する「看取りに関する指針」に定める介護計画に基づき介護を行うことの同意を得た上で、看取り介護を提供した場合に加算します。
(退居日翌日から死亡日までの期間は含まない)
- ⑥ 身体拘束廃止取組の有無 基準型
※身体拘束等の適正化を図るために、以下の措置を講じます。
・身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催し、結果を全職員に周知徹底します。
・身体拘束等の適正化の為の指針を整備します。
・全職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。
- ⑦ 高齢者虐待防止措置実施の有無 基準型
高齢者虐待防止のためのいかなる措置を講じます。
・虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
・虐待の防止のための指針を整備すること。
・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- ⑧ 業務継続計画策定の有無 基準型
業務計画のため以下の措置を講じます。
・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること。
・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。
- ⑨ 認知症専門ケア加算 I 1日につき 3単位
※ 認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者に対し、認知症介護について一定の経験を有し、所定の研修を修了した職員を配置している事業所が、専門的な認知症ケアを提供した場合に加算します。
- ⑩ サービス提供体制強化加算(I) 1日につき 22単位
※ 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上である場合か、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上である場合に加算します。

- ⑪ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)
令和6年度介護報酬改定において、従来の介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(料率11.1%)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(料率3.1%)、介護職員等ベースアップ等支援加算(料率2.3%) (以下旧3加算という。)を一本化し、介護職員等処遇改善加算(以下新加算という。)を創設するとともに、加算率の更なる引上げを行うことになりました。
4月、5月は、現状の旧加算(料率は合計で、16.5%)
6月以降は新加算(料率は18.6%)になります。

- ⑫ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 一ヶ月につき 10単位
介護サービスの質を維持・向上させながら業務の効率化を図る取り組みを評価する加算です。

- ⑬ 食材料費 1日につき1200円(朝300円、昼350円、夜350円、おやつ10時100円、15時100円)
但し、14日前までに申し出があれば、欠食された分の請求はしません。
看取りの時期には、主治医・訪問看護ST・ご家族・事業所と随時相談し、その後取り交わす事とする。

- ⑭ その他の費用 理美容代、おむつなど 各々実費にて対応します。
電気器具は、1器具1日当たり30円加算します。
※ 利用料の単価は、介護報酬の見直し、事業運営の見直し等で改定されます。

⑮ 介護保険サービス以外の利用料

家賃	1日につき 1,000円。看取りの時期の入院等で終日事業所にいない日でも、居室に本人の物が置かれている場合は、家賃を頂戴いたします。
水道・光熱費	1日につき 750円(終日事業所にいない日に限っては、請求しません。)
暖房費	冬期間(11月～4月) 4,500円/月

[2] 料金の支払方法

毎月5日までに、前月分の請求を致しますので、15日までに銀行振込か、現金ご持参の方法でお支払い下さい。その後 領収書を発行いたします。自動引き落としもご利用になれます。

5 サービスの利用方法

[1] サービスの利用開始について

- ① 事業所へ直接申し込みをさせて頂きます。
- ② ご本人もしくはご家族が見学の上「利用申込書」に必要事項を記入し、申し込んで頂きます。
- ③ 申し込み後、ご本人とご家族と面談し、調整の上決定致します。
利用が内定した後、当事業所専用の健康診断書が必要になります。

[2] サービス終了について

- ① 利用者・ご家族の都合で退居を希望する場合は、退居日の30日前までに、口頭或いは文書にてお申し出下さい。
 - ② 暴言、暴力、自傷行為、他害等危険な行為が続く場合。
 - ③ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)、もしくは、要支援1と認定された場合。
 - ④ 入院がおおむね1ヶ月を超える場合。
 - ⑤ 利用料の滞納が1ヶ月以上続く場合。
 - ⑥ 利用者が他の介護保険施設等へ入所した場合。
 - ⑦ 利用者が死亡、若しくは被保険者資格を喪失した場合。
- ※ 退居にあたっては、当事業所の機能を十分に活用して退居後の相談に応じます。

6 サービス内容に関する苦情

[1] 当事業所のお客様相談・苦情窓口

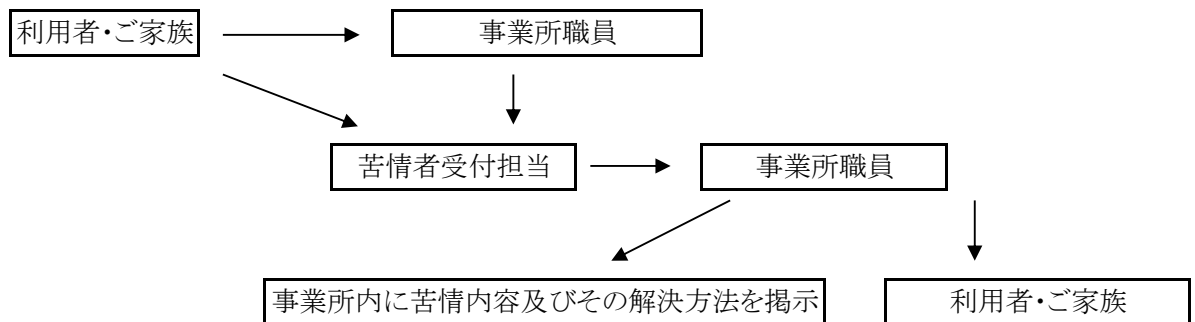
担当者 施設長 荒内敏子

電話 017-736-7250 FAX 017-736-7280

受付日 年中

受付時間 午前9:00～午後5:00

[2] 苦情処理体制



[3] その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

ア 青森市福祉部介護保険課事業者チーム 017-734-5257

(FAX) 017-734-5355

イ 青森県国民健康保険団体連合会(苦情処理委員会) 017-723-1301

ウ 青森県運営適正化委員会 017-731-3039

(FAX) 017-731-3098

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をします。

主治医	氏名			
	連絡先		電話番号	
ご家族	氏名			
	連絡先		電話番号	

8 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの市町村、ご家族等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。(当事業所は東京海上日動火災保険株式会社と損害賠償保険契約を結んでいます。)

9 非常災害対策

防災時の対応	1、初期消火が困難と判断された場合は速やかに119番通報する。 2、消防署からの呼び出しに的確に対応し、入居者が動揺しないように配慮し、迅速に避難誘導を行う。 3、落下物、ガラス等の破片に注意し、安全な場所に避難誘導する。
防災設備	スプリンクラー、消火器、誘導灯、災害通報設備、自動火災報知設備
防災訓練	年2回以上夜間及び昼間を想定した避難・救出等の訓練を、入居者も参加して実施する。
防火管理者	荒内敏子

10 協力医療機関及び連携老人保健施設

医療機関の名称	医療法人芙蓉会 村上病院
所在地	〒030-0843 青森市浜田三丁目3番14号
電話番号	017-729-8888
診療科	一般内科・消化器内科・循環器内科・糖尿病内科・神経内科・心療内科・整形外科・血管外科・耳鼻咽喉科・泌尿器科
入院設備	120床

医療機関の名称	医療法人同仁会 浪打病院
所在地	〒030-0929 青森市合浦二丁目11番24号
電話番号	017-741-4341
診療科	内科・外科・呼吸器科・消化器科・循環器科・整形外科・人間ドック
入院設備	69床

医療機関の名称	おさないクリニック
所在地	〒030-0931 青森市平新田字森越23番地の6
電話番号	017-737-0202
診療科	内科・小児科・胃腸科・循環器科・呼吸器科
入院設備	なし

医療機関の名称	とき歯科
所在地	〒030-0921 青森市原別五丁目9番1号
電話番号	017-736-1515
診療科	歯科・小児歯科・口腔外科・矯正歯科
入院設備	なし

協力老人保健施設の名称	社会福祉法人 恵寿福祉会 介護老人保健施設 青森ナーシングライフ
所在地	〒030-0936 青森市大字矢田前字弥生田47-2
電話番号	017-726-5211

協力老人保健施設の名称	医療法人養仁会 甲田苑
所在地	〒030-0132 青森市大字横内字亀井259-2
電話番号	017-728-3939

11 虐待防止に関する措置

虐待防止に関する責任者の設置、職責に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、苦情解決体制の整備等、虐待防止のための措置を講じるよう努めるものとする。

12 秘密の保持について

- [1] 当該事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- [2] 当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- [3] 事業所では、利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を用います。

令和 年 月 日

指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所所在地 青森市原別五丁目7番2号

名称 グループホーム みずばしょう苑

説明者氏名 _____ (印)

私は、本書面により、事業者から指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護についての重要事項の説明を受けました。

《利用者》 住所 _____

氏名 _____ (印)

《利用者代理人》 住所 _____

氏名 _____ (印)

※ 改訂年月日を 令和 8年 4月 1日としました。

4 利用料金

[1] 利用料 【介護保険の負担割合証に基づき、①から⑮までの利用者負担が2割或いは3割になる場合もあります。】

⑫ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 一ヶ月につき 10単位
介護サービスの質を維持・向上させながら業務の効率化を図る取り組みを評価する加算です。

⑬ 食材料費

⑭ その他の費用

⑮ 介護保険サービス以外の利用料